

第21回 農業委員会総会議事録

妙高市農業委員会

第21回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年11月29日(金) 午後4時00分から午後5時05分

2. 開催場所 妙高市役所 1階 コラボホール

3. 出席委員

(1) 農業委員 (16名)

会長	9番	安原 義之			
会長職務代理者	16番	市川 政一			
委員	1番	渡邊 春男	2番	東條 進	
	3番	尾島 和幸	4番	加藤 謙太郎	
	5番	丸山 善明	6番	荒川 美子	
	7番	宮尾 俊一	8番	丸山 嘉之	
	10番	飯塚 淳一	11番	内田 芳昭	
	12番	斎木 壽次	13番	山川 政明	
	14番	霜鳥 勝範	17番	尾崎 香	

(2) 農地利用最適化推進委員 (17名)

石山 清一郎	古川 省治	山本 重和	竹内 則孝	金子 稔
矢坂 信昭	杉原 福栄	飯吉 幸二	石田 実男	堀川 恒一
山下 利秋	内田 吉春	関原 正晴	小島 好市	宮下 紀昭
高田 建治	清水 良恵			

4. 提出議題

報告第48号 9月分許可状況について
報告第49号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第50号 農地転用事実確認証明等報告について
報告第51号 農地法第3条の3第1項の規定による届出件数報告について
議案第50号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第51号 事業計画変更承認申請について
議案第52号 農地法の適用を受けない事実確認願について
議案第53号 農用地利用集積計画について
議案第54号 農地利用状況調査に基づく非農地判定について

5. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

次長 西澤 明夫 係長 望月 幸子 主査 竹田 由之

6. 会議の概要

- 事務局 ただいまより、第21回農業委員会総会を開会します。
本日の出席委員の報告をいたします。只今の出席委員は16名でございます。
合同総会ということで、推進委員の方からも出席いただいております。
吉越事務局長ですが、議会前の打ち合わせということで欠席となっておりますので、ご了承くださいたいと思います。
それでは、会長、よろしくお願いいたします。
- 会長 今日は、長時間に渡り研修会の後、お疲れのところ大変ご苦労さまでございます。
議案の内容もだいぶありますので、スムーズな進行でよろしくお願いいたしますと思います。
昨日まで、台湾へ市長と市場調査に行きまして。台湾のお米は、リーズナブルな価格で大変安く売られております。新潟県のお米もたくさんデパートに並んでいまして、日本円価格で、新之助で2kg3,100円くらい、コシヒカリが1,800円くらいで、新潟県のお米だけでなく、山形県のお米等々もたくさんありました。
富裕層向けに販売され、出荷額の3倍もの高い金額で売られている状況でございます。
タイやネパールなどでも、同様に日本のお米が高く売られていると感じました。
また、機会がありましたら話をさせていただきたいと思います。
- 議長 妙高市農業委員会会議規則第6条及び、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第21回妙高市農業委員会総会を開会いたします。
最初に議事録署名委員を指名いたします。今回は、10番の飯塚 淳一 委員、11番の内田 芳昭 委員、よろしくお願いいたします。
今回の報告事項については4件、議案については、5件のご審議をお願いします。
- 議長 これより、議事に入ります。
まず、報告事項ですが、
・報告第48号 9月分許可状況について
・報告第49号 農地法第18条第6項の規定による通知について
・報告第50号 農地転用事実確認証明等報告について
・報告第51号 農地法第3条の3第1項の規定による届出件数報告について
以上、報告事項4件について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは、1ページ、報告第48号 9月分許可状況について、をご覧ください。
令和元年9月に申請されましたものは、3条申請が1件、5条申請が1件、許可処分
の取り消しが1件ありましたが、いずれも慎重審議をいただきまして、妙高市農業委員会
にて許可となっております。
次に、2ページ、報告第49号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を
ご覧ください。
10月に通知がありました合意解約は、17件であります。
解約後は他の方への貸借や貸借予定、所有権移転予定などとなっております。2ページ5
番から8番と3ページ12番から14番はこのあと議案第50号の農地法第3条の許可
申請において審議予定となっております。
9番、15番、16番においても議案第53号の利用権設定にて貸借予定となっております。
また、3番においてはこれまでの貸借人が自作されるということですし、4番、10番
においては、次なる耕作者を探しましたが、山間地ということでなかなか見つからず、保
全管理をすることとなっております。

次に、4ページ、報告第50号 農地転用事実確認証明等報告についてです。

10月に処理しましたものは、法務局からの農地の転用に関する照会が1件です。

内容につきましては、少なくとも30年は耕作されておらず、宅地と一体的に管理しており、冬期は堆雪場として利用されています。また、既に農地台帳から除外済みとなっており、現地確認により非農地と判断し、回答いたしております。

次に、5ページ、報告第51号 農地法第3条の3第1項の規定による届出件数報告について、です。

先月、届出のありました相続件数は9件でありまして、あっせん希望はありませんでした。

以上、簡単ではありますが報告案件について説明させていただきました。

よろしくお願いたします。

議 長 それでは、事務局の説明に対しまして、質問等がありましたらお願いいたします。

推5番 第18条第6項の規定というのは、どういったものですか。期間満了の場合はどのようなのでしょうか。

事務局 貸借期間中に両者の合意によって期間満了を迎える前に解約したい場合に通知されるものであるます。期間満了の場合は記載しておりません。

議 長 他にありますか。
無いようですので、報告事項4件については、ご了承いただきたいと思います。

議 長 次に、議案第50号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書審議について」を上程します。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第50号 農地法第3条第1項の規定による許可申請書審議については、6ページ、7ページをご覧ください。

今月の許可申請は、8件です。

1番・2番については関連がありますので、一括説明いたします。

申請地は、1番は大字五日市地内、登記地目：田が3筆、登記地積合計2,841㎡、2番は大字坂井新田地内、登記地目：田が1筆、登記地積3,007㎡であります。

位置図は、資料No.1及び資料No.3をご覧ください。

申請地は、今年の水稲栽培まで、譲渡人と他者との間で利用権設定し、耕作されていた農地で、今後も、労力がない、高齢である、などの理由から耕作管理ができない、それぞれの譲渡人の状況であることから、譲受人に相談したところ合意に至り、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

3番から7番についても関連がありますので、一括説明いたします。

申請地は、3・4・5番は大字西条地内、6・7番は大字北条地内、登記地目は3番から7番の全て田で、3番は1筆、登記地積3,014㎡、4番は3筆、登記地積4,738㎡、5番は1筆、登記地積650㎡、6番は5筆、登記地積13,864㎡、7番は2筆、登記地積5,917㎡、総合計12筆、登記地積合計19,781㎡であります。

位置図は、資料No.1、No.4、No.5をご覧ください。

それぞれの譲渡人は、これまで申請地をそれぞれ耕作管理したり、他者と利用権設定して耕作してもらったりしてきましたが、各々労力がない、高齢であるなど、将来的にも耕作管理することが困難なことから、同地域で経営規模を拡大している譲受人に相談したところ、このたび合意に至り、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

8番については、申請地は、栗原1丁目地内、登記地目：田が1筆、登記地積90㎡であります。

位置図は、資料No.1、No.6をご覧ください。

申請地は、先月、議案第45号の番号4番で許可をいただいた案件で許可申請から漏れた農地でありまして、譲渡人と譲受人は、父と子の関係であり、これまで親子で耕作管理してきましたが、父が高齢となり耕作管理できなくなったことから、これを機に生前贈与し、世代交代したいものであります。

以上8件ですが、耕作面積及び権利を取得する面積が、下限面積の別段面積である10アールを超えていること、及び農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長

続きまして、担当委員の説明をお願いします。

1番と2番については、1番の渡邊 春男委員、

3番から7番については、2番の東條 進委員、

8番については、7番の宮尾 俊一委員より、お願いします。

1 番

1番、2番について補足説明をいたします。

事務局の説明通りです。譲受人については、機械設備もきちんと整っており、特段問題ないと思われまますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

2 番

3番から7番について、一括して補足説明をいたします。

現地確認につきましては、11月1日に事務局と古川推進委員さんと確認しました。

申請地につきましては、水上土地改良区の圃場整備地であります。譲受人は、平成30年4月から水上地区で作付を行っており、吉木でも作付しており、現在に至っております。地区担当委員、推進委員といたしましては、ほ場の年間の管理状況等、経過を見てきますと田植え、収穫刈取り、畦畔の草刈り等、良くされております。譲渡人につきましては、事務局の説明通りでございます。特段問題ないと思われまますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

7 番

8番につきまして補足説明をいたします。

11日に事務局と金子推進委員さんと現地確認を行いました。

前回の案件の漏れということで、現地確認して参りました。事務局の説明通りで生前贈与ということで、きれいに管理されており今後もきれいに管理されるのではないかと思います。特段問題ないと考えまますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長

それでは、議案第50号の質疑を行います。

質問、意見等がありましたらお願いします。

16番

8番の件ですが、面積が小さく、地目が田となっており管理よくされているということですが、草刈りの管理とはどの程度なのでしょう。

事務局

きれいに草刈をして保全管理されております。

会 長

3番から7番までの譲受人ですが、妙高市にどのくらい所有することになりますか、

事務局

今回の案件分も含めて、妙高市では、およそ12ヘクタールとなります。

議 長

他にありませんか。

無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより、議案第50号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第51号「事業計画変更承認申請について」を上程します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第51号 事業計画変更承認申請書審議については、8ページをご覧ください。
今月の承認申請は2件です。

1番、2番ともに申請地が大字関川地内で、双方ともに申請地及び転用面積に変更はありません。

位置図については、資料No. 2、No. 7をご覧ください。

1番、2番ともに、高速道路建設事業者が、高速道路工事仮設道路用地として、1番は平成26年10月21日付け妙高市農委第5014号、2番は平成27年6月22日付け妙高市農委第5005号にてそれぞれ農地法第5条の規定による一時転用の許可を受け、1番は平成29年8月31日付け妙高市農委第6006号、2番は平成30年1月31日付け妙高市農委第6010号にて、工期を令和元年11月30日まで延長する事業計画変更承認を受けたものであります。

今回の計画変更理由は、1番、2番ともに、当初の高速道路の道路本体工事の入札が不調となり当初計画よりも工事着手が遅れたことと、橋梁基礎工事のため掘削したところ、大量の岩塊・転石が発生したことにより、その処理に時間を要したため、本体の全体工事スケジュールが大幅に遅れたことから、それぞれ工期を延長するものであります。

昨日の報道機関の発表では、12月5日午後3時から上信越自動車道の信濃町インターチェンジから上越ジャンクションまでの全区間が4車線となる見込みとのこと。

以上、2件について一括説明させていただきましたが、やむを得ない事情による工期の延長であり、特段問題ないと考えられます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

13番の山川 政明委員、よろしく申し上げます。

13番 13日に事務局と高田推進委員さんと現地確認を行いました。

事務局の説明通りで、工事の遅れによる延長によるもので、特段問題ないと思われしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 それでは、議案第51号について質疑を行います。

質問、意見等がありましたらお願いします。

【質問・意見なし】

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより、議案第51号「事業計画変更承認申請について」を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、議案第51号については、許可することに決定しました。

議 長

次に、議案第52号「農地法の適用を受けない事実確認願について」を上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第52号 農地法の適用を受けない事実確認願については、9ページをご覧ください。

今月の確認願は、1件です。

1番について、申請地は、大字小濁地内、登記地目：田が1筆で2,201㎡、畑が2筆で1,073.91㎡、登記地積合計3,274.91㎡です。

位置図は、資料No.1及びNo.8をご覧ください。

所有者が昭和55年頃から病気により耕作する労力がなくなり、その後市内転居するなかで管理されなくなったものであり、現地まで行く道もなくなり、周囲も山林原野化している状況を確認しました。

以上ですが、申請農地については、現地の状況や周囲の環境等を確認し、今後も農地としての活用が見込めないことから、調査地を非農地と判断し、農地法の適用を受けないことを確認して特段問題ないと考えられます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長

続きまして、担当委員の説明をお願いします。
10番の飯塚 淳一委員より、お願いします。

10番

事務局の説明通りであります。水田、畑とありますが、現地まで行けない状態で荒廃しておりました。慎重審議の程、よろしく願いいたします。

議 長

それでは、議案第52号の質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

会 長

この周辺は農地として残っている部分があるのでしょうか。
ここだけ非農地として処理するのはどうかと思います。

10番

原野化しております。他にも農地はあるかと思えます。

議 長

他にないかよく調べていただいて、同じようなことをしてあげたほうが良いと思います。

議 長

他にありませんか。
無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長

これより議案第52号「農地法の適用を受けない事実確認願について」を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

- 議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第52号については、許可することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第53号「農用地利用集積計画について」を上程します。
議案53号のうち、64番から68番までは農業委員会法第31条の「議事参与の制限」にかかる案件ですので、64番から68番を除く、1番から63番までの63件を上程します。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 10ページ 議案第53号 農用地利用集積計画について、をご覧ください。
今日は、全体で新規設定が23件、再設定が45件となっています。
まずは、そのうちの63件について説明いたします。
初めに新規設定です。
1番、2番、12番の方は、以前より管理状態が適切でないとのことで名前が上がる方ではありますが、申請受付の際に、本人と面談をしまして、耕作面積が増えるけれども、適切に管理いただくようお願いをしたところであります。
7番の方も同様の方ではありますが、柳井田地内における担い手になっておられ、通常の適切な時期よりも遅れてはいますが、面談により、引き続き取り組んで行きたいとお話しをされています。
6番から10番につきましては、これまでの耕作者が体調不良により耕作出来なくなったため、変更するものであります。
12ページ、15番から17番は、農地を集約するため、借受人同士の話合いにより圃場を交換し新規設定するものであります。
22番以降は再設定となっています。
さきほど、新規の冒頭で説明しました方が、47番から51番までに再設定でも出てきていますが、同様に適切管理をお願いしたところであります。
他は、引続きの再設定であり、特に問題がないと思われまます。
以上、市長への農用地利用集積の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。
- 議 長 それでは、議案第53号の1番から63番について質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。
- 議 長 1番の借受人についての地元での状況を教えてください。
- 14番 地域の方からもそういう声を聞いております。
以前お会いしたときに遠回しに苦情が出ているとお伝えしています。今年の夏頃は、除草剤ではなく草刈機で刈っていたので、多少は改心したのかなと思われまます。
- 議 長 5番の借受人について、どなたか状況がわかる方がいらっしゃったら教えてください。
- 1番 四新田の圃場については、本人に直接管理するように話しました。ひと月くらい前ですが、全体の草刈りをするのではなく、用水の淵だけを草刈りしているような状況です。
- 推5番 保全管理の田の状況が悪いところがあり、農家組合と共に注意をしております。
稲刈りにつきましては、11月に入ってしまいましたが、きちんと刈られていますし、柳井田の耕地としましては、周りに迷惑がからぬように畔管理もされております。
- 議 長 ありがとうございました。というようなことですので、事務局においでになられた際に

は、このことを十分伝えていただくとともに、しっかり耕作管理していただくようお願いしたいと思います。

議長 他にありませんか。
無いようですので、これにて質疑を終わります。

議長 これより、議案第53号「農用地利用集積計画について」、1番から63番を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第53号のうち、1番から63番については、許可することに決定いたしました。

続きまして、同じく議案第53号「農用地利用集積計画について」のうち、64番・65番を上程します。64番・65番については、8番の丸山嘉之委員に関する案件ですので、農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、退席してください。

【丸山委員退席】

議長 それでは、議案第53号「農用地利用集積計画について」のうち、64番、65番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 次に64番、65番について説明いたします。
64番につきましては、貸付人が耕作者を探していたところ、借受人も近くで耕作しており、規模拡大を希望していたことから設定となったものであります。
65番につきましては、引続きの設定であります。
経営面積、従事日数など要件を満たしておりますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 それでは、議案第53号の64番、65番に関する質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

【質問・意見なし】

議長 他にありませんか。
無いようですので、これにて質疑を終わります。

議長 これより、議案第53号「農用地利用集積計画について」、64番、65番を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第53号のうち、64番、65番については、許可することに決定いたしました。

それでは、丸山嘉之委員の退席を解除します。

【丸山委員復席】

議 長 続きます。同じく議案第53号「農用地利用集積計画について」のうち、66番を上程します。66番については、1番の渡邊春男委員に関する案件ですので、農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、退席してください。

【渡邊委員退席】

議 長 それでは、議案第53号「農用地利用集積計画について」のうち、66番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 66番について説明いたします。
再設定ですが、賃貸借料、契約期間、経営面積、従事日数など、各要件を満たしており、問題ないと考えますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 それでは、議案第53号の66番に関する質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

【質問・意見なし】

議 長 他にありませんか。
無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより、議案第53号「農用地利用集積計画について」、66番を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第53号のうち、66番については、許可することに決定いたしました。
それでは、渡邊委員の退席を解除します。

【渡邊委員復席】

議 長 続きます。同じく議案第53号「農用地利用集積計画について」のうち、67番を上程します。67番については、6番の荒川美子委員に関する案件ですので、農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、退席してください。

【荒川委員退席】

議 長 それでは、議案第53号「農用地利用集積計画について」のうち、67番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 67番について説明いたします。
こちらも再設定ですが、賃貸借料、契約期間、経営面積、従事日数など、各要件を満たしており、問題ないと考えますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 それでは、議案第53号の67番に関する質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

【質問・意見なし】

議長 他にありませんか。
無いようですので、これにて質疑を終わります。

議長 これより、議案第53号「農用地利用集積計画について」、67番を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第53号のうち、67番については、許可することに決定いたしました。
それでは、荒川委員の退席を解除します。

【荒川委員復席】

議長 続きまして、同じく議案第53号「農用地利用集積計画について」のうち、68番を上
程します。68番については、堀川恒一農地利利用最適化推進委員に関する案件です。
堀川推進委員につきましても、農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に
準じて、退席してください。

【堀川推進委員退席】

議長 それでは、議案第53号「農用地利用集積計画について」のうち、68番について、事
務局の説明をお願いします。

事務局 68番について説明いたします。
こちらは、これまでの耕作者の世帯の農作業従事者が少なくなってしまったため、耕作
が出来なくなったことから、新規設定するものです。
使用貸借であり、契約期間、経営面積、従事日数など、各要件を満たしており、問題な
いと考えますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、議案第53号の68番に関する質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

【質問・意見なし】

議長 他にありませんか。
無いようですので、これにて質疑を終わります。

議長 これより、議案第53号「農用地利用集積計画について」、68番を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第53号のうち、68番については、許可することに決定いたしました。
それでは、堀川推進委員の退席を解除します。

【堀川委員復席】

議 長 次に、議案第54号「農地利用状況調査に基づく非農地判定について」を上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第54号 農地利用状況調査等に基づく非農地判定については、20ページ以降をご覧ください。

本年7月から8月に農業委員、推進委員の皆さんから実施していただいた農地パトロール・農地利用状況調査の結果を受けて、9月第2週から11月第2週までの間で、担当農業委員さん、担当推進委員さん、市民税務課の資産税担当職員、農業委員会事務局職員で、過去に、A分類農地 遊休農地と判定された箇所について、現状を確認していただき、非農地化、保全管理、耕作再開に分類されたものを、再度現地確認いたしました。

ただし、前年度パトロールで区域内の非農地判定が完了していない個別班、妙高地域の2班と新井南部地域の2班については、引き続き、昨年確認できなかったB分類（荒廃農地）と考えられる農地の現状を、再度確認いたしました。

本案で提案させていただいたものは、9月中に確認しました妙高高原地域、新井南部地域、水上地域と、10月に確認した妙高地域のうちの1筆について、農地の現状が非農地と判定確認したものです。

今後、10月、11月に確認していただいたものは、12月、1月に提案する予定でありますので、よろしくお願いいたします。

21ページが一番上の整理番号の通し番号38の妙高地域の1筆につきましては、10月21日に現地確認の結果、非農地判定を確認した土地で、その他の非農地判定された土地と一緒に12月の総会の提案に向けて準備を進めていたところ、現地確認判定後のこれまでの間に、非農地判定とは別件で、直接、所有者から地目変更したいという相談があり、ぜひ年内に地目変更登記を完了したいという要望を受けまして、予定している12月の総会での提案では間に合わないことから、1筆だけ本案での提案とさせていただいたものがあります。

それでは、34ページの合計欄をご覧ください。

今回の非農地と判断した合計筆数は、711筆で、合計面積は、313,951.07㎡、約31.4haとなりました。市全体の農地面積：3,414haの約0.9%で、今回、非農地判断とした現地の状況は、現地踏査により、森林度合いが高い土地や、現地が雑木林になっているなど、明らかに原野もしくは山林と判断された箇所としました。

今後も、農地パトロールを一層推進し、非農地として判断すべき土地は確実に処理したいと考えていますので、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、現地を確認した委員の説明をお願いします。

妙高高原地域については、4番の加藤謙太郎委員、妙高地域については、12番の斎木壽次委員、新井南部地域については、10番の飯塚淳一委員、水上地域については、2番の東條進委員よりお願いします。

4番 9月10日に実施しましたが、昨年度から合わせて妙高高原地域全体で確認作業が進んだことを実感しました。鳥獣被害や高齢化、担い手不足などにより耕作放棄地が増えています。

そういう中で水稲については、中山間地域の保全により現状を維持できていますが、畑については耕作放棄地が山林化することが懸念されます。

- 12番 今回は1ヶ所でしたが、現状は山林化している状況でした。
- 10番 南部地域につきましては、高齢化が顕著に進んでいますので、高齢者は自宅周辺での耕作しか出来ないような状況です。山間地では土砂崩れ等で用水の確保が厳しい状況で、荒廃化が進んでいる状況です。
- 2番 水上地区においては、比較的標高の高いところで荒廃したところが見受けられました。用水が無くなり、もう何年も耕作していない原野化したところを判定しました。
- 議 長 それでは、議案第54号に関する質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。
- 16番 次回以降でいいのですが、非農地判定した面積について、農地面積に対しどれくらいの率になるのか教えてください。
- 議 長 他にありませんか。
無いようですので、これにて質疑を終わります。
- 議 長 これより、議案第54号「農地利用状況調査に基づく非農地判定について」、を採決します。
- 議 長 お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- 議 長 【「異議なし」の声あり】
- ご異議なしと認めます。
よって、議案第54号については、許可することに決定いたしました。
- 議 長 これで議案の審議については全て終了いたしましたので、第21回農業委員会総会を閉会します。

以上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。


妙高市農業委員会会長 安原 義之

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

議 長

安原 義之 

妙高市農業委員会署名委員

飯塚 淳一 

妙高市農業委員会署名委員

岡田 芳昭 